**福祉用具専門相談員にかかる資格要件の改正及び変更届提出のご案内について**

平 成 2 8 年1月

三重県長寿介護課

平成27年1月16日付けの事務連絡でお知らせしましたとおり、平成28年4月1日から、福祉用具専門相談員の資格要件が改正となり、養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)は、福祉用具専門相談員として従事できなくなります。

改正後、福祉用具専門相談員の資格要件を満たす者は、介護保険法施行令第4条第1項第1号～9号に定める資格を有する者(次頁参照。以下「資格要件該当者」という。)に限られます。

貴事業所において、新たに資格要件該当者を採用された場合、若しくは、　　　養成研修修了者が資格要件該当者になった場合(※)は、変更届をご提出ください。

なお、平成28年4月以降、資格要件該当者のみで、人員基準の「福祉用具専門相談員：常勤換算方法で2.0人以上」を満たせない場合、事業所を休止していただくことになりますので、念のため申し添えます。

(※)この場合の変更届にかかる添付書類については、

三重県長寿介護課ＨＰ「変更届Ｑ＆Ａ」の「Ｑ14」をご参照ください。

　　　http://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/87915000001.htm

介護保険法施行令第4条第1項各号に定める資格

　第1号　保健師

　第2号　看護師

　第3号　准看護師

　第4号　理学療法士

　第5号　作業療法士

　第6号　社会福祉士

　第7号　介護福祉士

　第8号　義肢装具士

　　第9号　福祉用具専門相談員指定講習修了者